

次世代育成支援対策推進法に基づく「基準適合認定一般事業主認定」 の取得について

千葉信用金庫（理事長 石橋 英樹）は、令和8年6月26日付、千葉労働局長より次世代育成支援対策推進法に基づく「基準適合認定一般事業主認定」を受け、認定マーク「プラチナくるみん」を取得しましたので、お知らせいたします。

この認定は、仕事と子育てが両立できる職場環境を整備するため「行動計画」を策定・実行し、かつ同法で定められた一定基準を満たした企業に与えられるもので、これまで3度にわたり取得している「くるみん」の上位認定となるものです。

今般認定を受けた当金庫の「第7期行動計画(令和6年4月～令和8年3月)」では、「男性の長期間の育児休業取得や、積極的な育児参加」目指し、出生時育児休業期間のうち一定期間を有給化するとともに、「全職員の年次有給休暇平均取得日数を12日以上とする」ために、新たな休暇制度を制定するなど、取り組んでまいりました。

当金庫は、これからも仕事と子育てが両立できるより良い職場環境を維持するとともに、キャリアの持続的形成に寄与・支援するために、引き続き取り組みを進めてまいります。

認定マーク「プラチナくるみん」



【参 考】

- 認定された「第7期 千葉信用金庫 行動計画」は[こちら](#)
- 「第8期 千葉信用金庫 行動計画」は[こちら](#)
- 厚生労働省「両立支援のひろば(一般事業主行動計画公表サイト)」は[こちら](#)